

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

- 1 日時
平成21年11月26日(木)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所
仙台家庭裁判所会議室(6階)
- 3 出席者
 - (1) 委員
秋 武 憲 一 浅 谷 友一郎 浅 野 昭 子 阿 部 一 彦
荒 井 純 哉 小 田 泰 子 小 原 賀 子 桂 川 実
久保野 恵美子 小 林 純 子 鈴 木 桂 子 林 秀 行
平 賀 ノ ブ 本 郷 一 夫
 - (2) 説明者
大谷裁判官 板橋次席家庭裁判所調査官 高橋主任書記官
 - (3) 事務局等
志村事務局長 高坂首席書記官 渡邊事務局次長 長沼総務課長
萌出総務課課長補佐
- 4 報告等
 - (1) 委員長あいさつ
 - (2) 委員の異動報告,新任委員自己紹介及び委員の紹介
- 5 議事
(以下, は委員長, は委員, は説明者, は事務局の発言)
テーマ
 - (1) 委員長から, 本日のテーマ「成年後見制度に関する取組について」についての趣旨説明
 - (2) 説明者から, 成年後見制度に関し, 旧制度, 法改正の背景及び現行制度についての概要説明
 - (3) 手続説明用 DVD ビデオ「成年後見～利用の仕方と後見人の仕事～」視聴
 - (4) 説明者から, 成年後見関係事件の概況, 広報活動状況等についての説明
 - (5) 意見等の概要
別紙のとおり
 - (6) 次回テーマ(次回テーマについて, 委員から意見聴取)
次回のテーマとして児童虐待を取り上げてもらいたい。家庭裁判所に対し, 家族の中の弱者である児童に対するサポートに積極的に関与してもらいたいからである。
家事調停事件の利用者にアンケートを行ってはどうか。
家事調停事件を利用している方々は, 家庭に関する悩みを抱えて来庁している。それゆえ, アンケートの実施には困難が伴うと思われる。
児童だけでなく, 高齢者への虐待についても取り上げてもらいたい。
皆さんの御意見を参考に, 次回テーマを決めた上で事前にお知らせしたい。
 - (7) 次回期日

平成22年6月24日(木)午後1時30分

(別紙)

意見交換(意見等の概要)

成年後見事件の申立ての動機が、本人の施設入所のために、入所契約などの財産管理処分をする必要があること、本人が在宅で介護を受け、その費用等を家族が本人に代わって金融機関からおろそうとしても、本人確認ができないとして断られることが多いことなどであることが分かった。

しかし、日常生活の中では、いろいろな契約をする必要があるため、成年後見制度を利用したいが、選挙権を失うなど一定の制限があるので、制度の本来の機能が発揮できないのではないかとと思われる。

今回の説明で保佐及び補助の制度を初めて知ったが、地域包括支援センターなどの支援を担当している現場では、保佐や補助の制度を知らないのではないかと考えられる。成年後見制度の周知の仕方を更に工夫すべきでないか。

事件本人が独りで生活をしている場合には、地域包括支援センターの支援により、市役所や区役所に成年後見の申立てをしてもらうことになる。

社会福祉士で構成される「権利擁護センターばあとなあ宮城」では、成年後見制度などの研修を行っているが、社会福祉士は、それぞれ別の仕事をしており、研修を受講しても成年後見人になることができないのが実情である。社会福祉士が独立して業務を行えばよいのではないかと考えられるが、独立したとしても生計を維持することは無理だと聞いている。

成年後見事件の申立人は、本人の子供が多いようだが、何歳から申立てをすることができるのか。民法で定められている成年となる年齢の引き下げについて検討していると聞いている。申立人が20歳以上であれば自ら申し立てることができると思うが、20歳未満であったとしても、法律上は女性は16歳から、男性は18歳から結婚することができ、結婚していれば成年とみなされ、申立てをすることは、可能であると考えてよいのか。この点について、パンフレットの記載があいまいである。また、若年層に成年後見等の制度を十分に周知しなければ、いざというときに使えないのではないか。

20歳以上の成年であれば単独で申立てができ、未成年者も婚姻すれば成年に達したものとみなされる。

なお、成年年齢の引き下げについては、実施されれば、18歳又は19歳で成年となるが、社会経験が十分ではないため、悪質な業者等の被害に遭うおそれもある。そこで、学校でしっかりと法教育等をする必要がある。

確かに成年後見事件については、申立てができる年齢を含め、制度について周知徹底されていないところがあるかもしれない。

説明を受けた後見、補佐及び補助の制度は、これまで知らなかった。これらの申立てをする際の費用について、パンフレットには特に記載がないが、鑑定料が数万円や数十万円必要であるとしたならば、申立てをすることに尻込みすると思う。

任意後見制度を利用した場合には、遺産相続のトラブルの前哨戦になるのではないかとと思われる。例えば、パンフレット「成年後見制度 - 詳しく知っていただくために - 」の7ページには、本人と任意後見人が契約できるとの記載があるが、そのまま運用すれば、もめ事の火種になるのではないか。

また、同パンフレットの6ページには、「成年後見人選任後1か月以内に、家庭裁判所に財産目録を提出する。」とあるが、財産目録の作成に慣れていない人の場合には、容易に引き受けにくい制度だと感じる。

申立費用は、申立手数料800円、法務局への登記印紙代4,000円、これに仙台家庭裁判所では4,200円分の郵便切手を納めていただいている。運用としては、診断書に特に疑義が生じなければ鑑定を依頼することなく、主治医の診断書のみで対応しているケースが多いと思われる。

後見人については、推薦された人が適任かどうかについて親族の意見を聞き、必要に応じて弁護士や司法書士などの専門家に後見人をお願いすることになる。特に遺産相続に争いのあるケースでは、必要に応じて、弁護士、司法書士又は社会福祉士などの第三者を成年後見人に選定している。

任意後見制度の場合は、公証人役場において、公正証書を作成して任意後見契約を結ぶことになっており、本人の判断能力が徐々に落ちてきた場合には、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てがされ、家庭裁判所が任意後見監督人を選任している。

任意後見制度では、公証人は、本人が自分で判断ができるのかどうか、任意後見人として推薦された者がきちんと仕事をすることができるかをチェックすることになる。

財産目録の作成については、家庭裁判所に相談に来た際、不動産等の財産目録の書式を窓口で渡しており、また、多くの場合には、相談の段階で財産を調査してきている。対象となるのは、本人名義の財産だけであり、申立時に把握している本人の財産を書き出してもらうことで足りるので、そう負担にはなっていないと考えている。

親族が成年後見人になった場合には、他の親族から財産関係で不審に思われることもあることから、弁護士に任せた方がよい。しかし、弁護士は、他にも仕事を引き受けているので、成年後見人としての身上監護は無理であり、また、報酬についても問題が残ると思われる。報酬は、本人の生活費を支出して残った財産から裁判所の許可を得て支出されることになるが、事件本人に財産がない場合には、報酬を用意できず、弁護士を選任することができないこととなり、この点について法整備が望まれる。

成年後見人に対する報酬については、市町村が補助しているところもある。逆に、市町村は、申立てをするだけであり、報酬を含めての諸費用は、利益を受ける者が負担すべきだという意見もある。

法テラスが成年後見人を引き受ければよいという意見もある。しかし、法テラスは、申立ての方法を教えることはできたとしても成年後見人になることはできない。

本人に財産がない場合には、身内が無報酬で成年後見人を行っているのが実情である。

申立てに要する費用は別としても、成年後見人の報酬からすると、弁護士に成年後見人を依頼するのは難しいのではないかと。法律的な建前はよいが、ここら辺りを検討すべきである。

私も、後見制度を利用した場合の費用については、不透明だと感じる。公証人の費用についてもそうだが、成年後見人としての弁護士報酬を考えた場合には、利用しづらい制度である。事件本人に財産がある場合には、よい制度だと思うが、財産がない場合には、不親切な制度になっていると思う。

説明の中で、成年後見の申立てがあった場合、以前は鑑定をしていたが、今は費用が

かかるので主治医の診断書だけで審判手続を行うという運用をしていると説明されたが、それは鑑定料が高すぎるとのことか。

制度施行当初は、成年後見人を選定される本人にとっては、選挙権を喪失するなど一定の権限が制限されることになることから、慎重を期するため一律に鑑定をすべきである、という運用がされていた。しかし、今は、鑑定費用や迅速処理の観点から、主治医の診断書があり、特に疑義が生じなければそれに対応するという運用をしている。

そのように運用を変更したとの情報が周知されておらず、一般的には、高額な鑑定料がかかると理解されているのではないか。

パンフレット「成年後見制度 - 詳しく知っていただくために - 」の2ページの「補助」の説明だが、「訪問販売員から必要のない高価な品物をいくつか購入するなど・・・」とあり、一見するとあやしい訪問販売員を防止する制度のような記載になっているが、あやしい訪問販売に対する防止策は、こういった制度ではなく、訪問販売に関する法律で防止されており、さらに防止策をとるのであれば、法を広げればよい、という議論になるのではないか。

「補助」の制度は、少しずつ判断能力が落ちているような場合に利用されるものである。訪問販売法では、契約したものを個別に訴訟を起こすなどして取り消すしかない。

「補助」を付けていれば、契約を一律に取り消すことができることになる。

私は、「補助」など各種制度について、今回、説明を受け、このような制度は必要であると思う。身近な人が本人の後押しをすることは、大事だと聞いている。例えば、障害を持った人は、まずその親が一人ですべてのことをやってあげようとして、いろいろと勉強してみるものの、面倒なので途中で挫折してしまい、結局、本人がやらざるを得なくなるということが多い。したがって「補助」などの制度は、こうした本人を保護する防波堤になると考える。

後見人等については、家庭裁判所が親切にサポートしながら取り組ませれば、安心して引き受けることができるのではないか。

これまでの説明を聞き、DVDビデオを視聴して成年後見制度の手続はよくわかった。自己決定の尊重、ノーマライゼーションなどが強調されているという説明がよかった。その説明があれば制度の趣旨が伝わりやすい。

次に、説明及び資料によると、旧制度から新しい制度になって、新たに加わった「補助」、「後見人の複数選任」、「監督人制度」などがあるが、それらが加わるということは、ニーズがあったからだと思うが、説明を聞いていると、実際にはそれらの制度の利用者が少ないのではという印象を持った。成年後見制度をもっとPRしていく必要があるのではないか。

現在、知的障害、自閉症、発達障害などが増えてきている。このような場合に「補助」を利用したいが、かえって別な紛争が生じる心配もある。